

令和3年度事業計画書

1 基本方針

わが国は少子高齢化が急速に進展し、人口は毎年のように減少していますが、高齢者人口は年々増加しています。

高齢者の就業者数も毎年増加しており、国は70歳まで引き続き働き続けられるよう、就業機会の確保を企業の努力義務とするなどの制度改正を行っています。また、国も「生きがい就労提供の場」、「地域の担い手、働き手」としてシルバー人材センターへの期待は高まる傾向であると考えています。

蟹江町シルバー人材センターにおいても会員数の増加を目指し、新規会員の増加や退会者の減少につながるよう努めます。そこで、従来の受託事業である清掃、草刈り、剪定や施設管理等に加え、独自事業である花卉栽培についても推進していきます。また、新たな仕事の開発や派遣事業を含めた新規発注者の開拓を積極的に推進していきます。

将来にわたって安定した運営を継続していくためには、「会員数の拡大」、「就業機会の拡大」がセンターの取り組むべき最重要課題と考え、普及啓発活動に積極的に取り組んでいきます。

魅力ある高齢者の拠点として、町民・企業から信頼されるシルバー人材センター、そして、何よりも地域の高齢者から必要とされるシルバー人材センターを目指し、次の事業を推進していきます。

2 事業実施計画

(1) 就業機会の確保と組織的提供事業【定款第4条(1)】

ア 日常生活に密着した高齢者にふさわしい仕事「臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他軽易な業務に係る就業」を企業、一般家庭、公共団体等から請負により引き受け、会員に提供していきます。

イ 会員の自主・自立的な組織活動と共働・共助による就業を推進するとともに、新会員を確保し就業分野の新規開拓を行います。

ウ 独自事業（ハウス等での花卉栽培）により、会員が花苗の生産から販売までを行っていく就業機会の確保に努めていきます。

(2) 指定管理事業【定款第4条(2)】

蟹江町から指定管理者の指定を受けている蟹江町高齢者生きがい活動施設「みどりの家」を適正に運営管理し、シルバーの拠点施設としてシルバー事業を推進していきます。

(3) 職業紹介事業【定款第4条(3)】

(1) アの事業で就業機会のうち、通常の請負または委任契約によるものではなく、雇用によることが適切であると判断される仕事については、職業紹介によって対応していきます。

(4) 労働者派遣事業【定款第4条(4)】

発注者からの指揮命令が発生するなどの理由で、請負・委任といった形態で実施できない作業については、労働者派遣の形態で受注し、会員の就業希望に適した仕事を提供していきます。また、法律及び派遣労働会員就業規則に則り、派遣労働会員への教育訓練を実施していきます。

(5) 知識及び技能の付与を目的とした講習会の実施事業【定款第4条(5)】

町内在住の高齢者及び会員が希望する業務分野の技能を意欲的に習得して、就業の機会につなげていくことを目的に、研修及び講習会を実施していきます。

(6) 調査研究及び相談事業【定款第4条(6)】

ア 愛知県シルバー人材センター連合会、海部地区シルバー人材センター事務研究会との連携を図り、情報を把握するとともに町及び関係団体とも連絡を密にして、事業の発展拡充のための調査研究を行います。

イ 入会を希望する町内在住の高齢者を対象に、入会説明会を毎月開催し、入会促進を図ります。また、高齢者からの相談に対応するほか、広く町民及び会員に対し就業等の情報提供を行っていきます。

ウ 花苗の販売を推進するため、販路拡大に努めます。

(7) 安全・適正就業促進事業【定款第4条(7)】

シルバー人材センター事業の実施にあたっては、会員となった者の安全・適正な就業が重要な課題となっていることから、通勤中・就業中に伴う交通事故防止の啓発や、屋外作業における作業別安全就業基準の徹底を図るなど、

安全就業を推進していきます。また、従来からの就業についても就業状況等を確認しながら適正就業（臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業（就業形態も含む））を推進していきます。

(8) センターの活動等について周知を図る事業【定款第4条(8)】

- ア 町民向けの「みどりの家ニュース（表面）、シルバー人材センターからのお知らせ（裏面）」を毎月発行し、センター事業のPRに努めます。
- イ ホームページを活用してセンターの事業の情報発信に努めます。
- ウ 町の広報「まちから」を有効に活用します。
- エ 町や町内会等が主催するイベント等に参加し、啓発活動に努めます。